

「(仮称) 大田区こども計画」策定に向けた区民アンケート調査等
業務委託プロポーザル募集要領

1 業務の概要

- (1) 件 名 「(仮称) 大田区こども計画」策定に向けた区民アンケート調査等業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書案のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 契約上限額 33,169,000円(税込み)
ただし、契約上限額の75%を最低提案限度額とする。
- (5) 目的
こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」(以下「(仮称) 大田区こども計画」という。)策定に向けた基礎資料とするため、区民アンケート調査を行うとともに、調査結果の分析を行う。
併せて、この分析結果に基づき大田区(以下、「区」という。)の特徴や課題を抽出し、今後区が展開すべきこども・若者・子育て支援施策の方向性について検討する。

2 プロポーザルの理由

本業務は「(仮称) 大田区こども計画」策定のために、こども・若者及び保護者に対してアンケート調査を実施し、調査結果を分析、計画の基礎資料を作成するものである。

この業務を履行するに当たり、国や都から発出される通知等や区独自の課題などを設問に反映する企画能力・技術力(ノウハウ、実績等を含む)及び調査結果から、区の現状や課題を明らかにするための分析力が求められる。

よって、事業者の企画提案力やこども・若者・子育て支援施策の理解力を比較審査し選考する必要があることから公募型プロポーザル方式とする。

3 応募資格等

- (1) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスの区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき。）にないこと。
- (7) 令和3年度以降に地方公共団体におけるアンケート調査業務または計画策定支援を受託した実績を有していること。

4 応募申込み

プロポーザルに応募しようとする事業者は、次の「5 提出書類等」について、期限までに提出すること。

5 提出書類等

(1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数
1	参加申込書【様式1】	1部
2	会社概要書【様式2】※1	13部 (正本1部、副本12部)
3	業務実績書【様式3】※1	13部 (正本1部、副本12部)
4	提案書(表紙)【様式4】	1部
5	企画提案書【任意様式】※1 (※2の項目を提案内容に盛り込むこと)	13部 (正本1部、副本12部)
6	業務実施体制【様式5】	13部
7	見積書及び内訳書【様式6】 (内訳書の様式は任意)	1部
8	東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し	1部
9	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1部
10	区提示課題に対する提案書【任意様式】 ※3	13部

※1 副本は、会社名等が特定できないように配慮すること。

※2 以下の項目を必ず記載すること。

- (1) 事業スケジュール(設問設計、調査の実施時期、集計・分析作業、報告書の納品等)
- (2) 調査の回収率向上のための手法
- (3) 多言語対応の手法

※3 第一次審査通過事業者のみ提出とし、課題は第一次選考結果通知時に

区より別途提示する。

(2) 提出期限 令和8年4月20日(月)午後5時まで

※ 上記(1)提出書類のうち「No.10区提示課題に対する提案書」の提出期限は令和8年5月19日(火)正午までとする。

(3) 提出先及び提出方法

こども未来部こども未来課こども政策調整担当(経営計画)(大田区役所3階南側)に持参。

※ 予め持参日時を電話でお知らせください。

ア 正本・副本はそれぞれファイルに綴り、正本のみ背表紙に会社名を記載すること。

イ 正本・副本版の各ファイルには、書類Noごとにインデックスをつけること。

(4) その他

ア 作成に要した費用は応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

イ 提案を取り下げる場合は辞退届【様式7】を提出するものとする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式により「(仮称)大田区こども計画」策定に向けた区民アンケート調査等業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める区民アンケート調査等業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」と言う)において、最も高い評価を得た事業者を契約候補者として選定する。

(1) 第一次審査(書類審査)

応募事業者から提出された提出書類により、評価基準に基づく審査を行い、上位2~3社程度を第一次審査通過事業者とする。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した事業者に対して、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。プレゼンテーションは予め提出された提案書に基づき、約25分(プレゼンテーション15分、ヒアリング10分)で行うこと(提出期限を過ぎてからの資料追加等は認めない)。

ア 実施日時(予定) 令和8年5月21日(木)

イ 実施場所(予定) 大田区役所 会議室

ウ その他

- (ア) 本業務の担当者が必ずプレゼンテーションに出席すること。審査は区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するためのものであり、契約決定は契約担当課が行う。
- (イ) 「(仮称)大田区こども計画」は、令和9年度までの2ヶ年で策定する予定だが、本契約は令和8年度の単年度契約であり、令和9年度の委託契約を保証するものではないことに留意すること。
- (ウ) プレゼンテーション時に事前に提出された提案書を、プロジェクター等を使用して説明することを可とする。ただし必要となる器材は応募者自ら持参すること。なお投影する資料は区へ事前提出した提案書のみとする。

内 容	期 日
公募開始（ホームページ）	令和8年3月31日（火）
質問の受付	令和8年4月1日（水）から4月7日（火）まで
質問に対する回答	令和8年4月13日（月）頃
応募書類提出期限	令和8年4月20日（月）午後5時まで
第一次審査結果通知	令和8年5月11日（月）
第二次審査実施日	令和8年5月21日（木）
選定結果通知	令和8年5月27日（水）

7 質問及び回答

質問は、【様式8】に基づき、電子メールで提出すること。

8 優先交渉権者の特定

優先交渉権者を特定するための評価は、書類審査に基づく第一次審査と選定委員会による企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容審査に基づくものとする。なお、得点が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

この評価により、最も得点の高い者を順位第1位の優先交渉権者として本業務の委託契約の締結交渉を行う。ただし、順位第1位の者が契約を締結しない場合は、順位第2位の者を交渉権者とする。

9 評価内容

以下の評価項目に基づき、選定委員会が審査を行う。

(1) 第一次審査

No.	評価項目	評価基準
1	作業体制	業務を遂行するに足りるスタッフの確保及びサポート体制が十分であるか。
2	受託実績	過去5年間に同種又は類似の業務実績を有しているか。
3	調査手法	調査目的を踏まえた調査方針及び手法が提案できているか。
4	こども基本法に基づく「市町村こども計画」への理解	こども基本法に基づく「市町村こども計画」を踏まえた提案ができているか。
5	調査項目	調査目的を達成するために必要な調査項目が提案できているか。
6	回収率向上	回収率向上のための手法に工夫があるか。
7	調査結果の分析	調査目的を達成するため、必要な調査結果の分析手法が提案できているか。
8	見積金額	提案内容に応じた価格となっているか。

(2) 第二次審査

No.	評価項目	評価基準
1	企画提案力	提案内容にノウハウを活かした創意工夫、独自性があるか。
2	こども施策の理解力	区の施策や区が抱える課題を理解しているか。
3	質疑応答	選定委員の質問に対する回答は、適切なものだったか。
4	全体評価	第一次・第二次審査を通じて、説明に矛盾がなく、本業務を確実に実施できるか。

10 欠格事由

提案者が以下の要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

- (1) 応募資格を満たさない場合
- (2) 募集要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案見積もりについて、上記1 (4) で示した額を上回る場合

11 契約

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において契約予定業者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整をすることがある。

12 問合せ先・提出先

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所 こども未来部こども未来課 熊本、高芝

電話03-5744-1780 E-mail : kod-mi@city.ota.tokyo.jp